

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷七十二第

行發日一月二十年三和昭

論 叢

自動車稅論……………法學博士 神戸 正雄

貞享以後長崎の支那貿易に就いて……………文學博士 矢野 仁一

保險に於ける偶然の必然化……………經濟學博士 小島昌太郎

說 苑

公有收益財産と地方財政……………經濟學士 中川與之助

徳川時代の寺社名目金……………經濟學士 堀江 保藏

株式定期取引の限月復舊に就いて……………經濟學士 今西庄次郎

雜 錄

伏見酒造勞働に就いて……………經濟學士 江頭 恒治

繁榮指數と社會の繁榮……………經濟學士 井 籠 弄

法 令

預金部地方資金貸付規程

附 錄

本誌第二十七卷總目錄

雜 錄

伏見酒造労働に就て

江 頭 恒 治

一

酒造業は今尙ほマニユファクチュア（手工的工場制度）の段階に止つてゐる一種の工業である。従つてその労働事情も現今一般に行はるる工場制工業に於けるとは多くの點に於てその趣を異にしてゐる。私はかくの如き特徴を有する酒造労働状態の一斑を、伏見の例によつて窺つて見度いと思ふ。

現時伏見に於ける酒造家の數は四十三、その工場も云ふべき酒藏は九十三を算へ、毎年の造石高は十二萬九千石餘に上り、その使用する労働者の數は二千人に近い。かくて伏見は、その生産額に於て、その品質

雜 錄 伏見酒造労働に就て

に於て、難に次ぐ清酒主産地として、全國的にその名聲を馳せてゐる。此の他伏見に於ては、燒酎味淋の製造も行はれ、その産額も少からざる量に上つてゐるのであるが、茲には専ら清酒醸造の労働に就てのみ述ぶることとする。この伏見に於ける酒造労働に就て述ぶる前に、實は、この労働状態の基礎を爲し、これを特色づける基本的條件たる清酒の生産工程を見、その技術上の特質を究むるのが順序であるが、今は餘白を有しないから、此等のことに就ては割愛するの外はない。

二

清酒の生産は醸造技術上の關係で、毎年冬期寒冷の候にのみその操作を爲すものであり、従つて酒造労働は一に百日労働とも稱せらるる季節労働である。尤も従業者の擔當操作の種類により、或は酒造地の事情により、労働期間に多少の長短あるは勿論である。伏見地方に於ては酒造労働期間は、十一月月上旬より四月中旬に至る約百七十日間を普通とするが、十一月月上旬から四月中旬まで働き続ける労働者もあり、或は十一月

1) 伏見酒造組合調査昭和元年酒類造石高表。

2) 伏見稅務署大正十四年調「伏見酒造一斑」。

中旬から三月下旬までの者もある。今大體に於ける生産工程の順序に割り充てて、その労働期間を示せば次の如くである。

酒母仕込期 自十一月一日頃
至十二月十五日頃

醗仕込及清酒生成期間 自十二月十六日頃
自三月三十一日頃

清酒火入期 自四月一日頃
至四月二十日頃

伏見地方の酒造労働者は主として越前、丹後、丹波、但馬より來るものであるが、就中越前出身の者が最も多い。この地は日本海に面する地方であり、住民は概ね農業又は漁業に従事して居り、従つて冬期に入れば、農業は閑散となり、漁業も亦日本海の波濤高くして漁撈に適せず、一般に拱手無爲に過す他なき状態なので、この地の人々は晩秋に入るや續々として伏見の酒蔵に來り、此處で四五ヶ月間の労働を爲し、翌年春再び故郷に歸へるのである。之れ恰も、彼の獨逸に於けるザクセンゲンガーが早春來りて晩秋去るのと正に逆である。かくの如く酒造労働者は、農閑期或は漁

業の閑散期を利用して季節的に酒造労働に従事する者であるから、酒造労働による収入のみを當てにして生活する者ではなく、むしろ酒造労働の方は單に小使錢取り位の地位を占むるに過ぎず、本業は依然として農業或は漁業であり、従つて労働者中には、土地その他の資産を有する者も稀ではなく、その郷里に於ては相當な地位と名譽とを有する者も多々あることはよく聞くところである。此の點に於て酒造労働者は、かの雇主より支拂はるる賃銀を以て唯一無二の生存手段となす他はない一般工場労働者とその趣を異にする。このことは酒造業が今尙ほマニファクチュアの段階にあつて特殊の手工業的熟練を要することと相俟つて酒造労働を特色づけるものであり、次に述ぶるが如き雇主對労働者の關係の基礎を爲すものである。

三

酒造労働に特有なる性質を有するものとして雇主と労働者との關係がある。元來酒造労働者には、杜氏カシラ、だいし、頭カシラ、だいし、代司カシラ、だいし、配廻りカシラ、だいし、三番カシラ、だいし、上人カシラ、だいし、中人カシラ、だいし、下人等の階

級があり各その操作の種類を異にしてゐるのであるが、この中、杜氏は清酒醸造全般に涉り計畫指揮監督を爲し、酒造技術上に於ける全權と全責任とを有する他に、労働者の雇備上にも亦權利を有して居り、毎年酒造期に入るや杜氏は、部下の労働者を自己の知人縁者等より集め来るを常とする。而してこの杜氏と雇主との關係は、單なる自由契約に基く他の一般の労働部門に於けるとは異なり、一種の主従的關係が兩者の間に結ばれてゐる。従つて杜氏以外の労働者と雇主との關係も亦これに類似し、家族的の暖味を有し温情主義的精神の極めて濃厚なるものがある。大正十五年工場法施行令の改正によつて、伏見の酒造場も工場法の適用を受くるに至つたのであるが、其際伏見の杜氏等は聯合して、次の如き請願書と陳情書とを當局に提出し、その適用除外方を要求した。この要求はその目的を達することは出来なかつたのではあるが、以つて如何に酒造労働が一般工場工業とその選を異にし、労働者殊に杜氏と雇主との關係が温情主義的であり、未だ

資本主義化されない封建的空氣が漲つてゐるかを窺ふに足るであらう。

請願書³⁾

現行工場法は吾人酒造従業者には却て不利益と被認候に付適用除外方御詮議相成度別紙陳情書添付此段請願候也

大正十五年十一月二十六日

丹波杜氏六名代表

細見友次郎
土保松之助

越前杜氏四十四名代表

岩崎權吉
大浦孫三郎

丹後杜氏十九名代表

増田清之助
大下徳藏

但馬杜氏十六名代表

田畑剛太郎
能登安太郎

廣島杜氏二名代表

松浦平治郎

内務大臣 濱口雄幸殿

京都府知事 濱田恒之助殿

伏見警察署長 船路彌七殿

陳情書

一、職工扶助の規定は酒造従業員に對して却て不利益なり

3) 伏見酒造組合同所藏の寫しによる。

現行工場法及同施行令の職工又は其の遺族の扶助に關する規定は業務上に基因する負傷疾病に限らるゝも酒造工業従來の慣例に依れば其の疾病負傷が業務上に基因すると否とを問はず扶助を受け居れり 故に此規定あるが爲めに將來扶助の範圍を限縮さるゝの虞あり

二、賃金を毎月一回以上支拂を受くるは酒造従業員に對し却て不利益なり

酒造従業員の如き季節労働者には毎月一回以上賃金の支拂を受くるときは節約の觀念を失し却て金銭を浪費するの虞あり酒造工業従來の慣例に依れば必要に應じて内借り先借りの便あり敢て不自由を感ぜず無論現行法令には貯金の規定あるも一旦自己の權内に入りたるものは自由なるを以て他より貯金を強制するは難く假に貯金するとするも之れが引出差監督する事困難なり要するに酒造労働者は従來の慣例の如く歸國に際し纏めて賃金の支拂を受け之を土産として引揚げる事を希望するものなり

三、酒造業に工場法を適用さるゝは温情を破壊し却て酒造従業者に不利益なり

酒造業は他の工業と異なり業主は原料米を供給して作業一切を杜氏に一任し杜氏は自己の信頼する數十人の下人を引具し酒造場に来り冬季百日内外協力一致酒造

を完成するものにして其の間一家族の如く互に信頼し一に温情を以て終始するものなり 故に業主は杜氏以下藏人を自己の家族の如く杜氏以下藏人は業主を親の如く慕ひ互に親和し又親和せざれば到底完全に酒造を遂行し得ざる特殊の工業なり 然るに此業態に一般的工場法を適用さるゝは主從互に硬化せしめ却て温情を破壊し酒造上に悪影響を及ぼし酒造工業の發達を阻害するの虞あり

四、酒造業は就業時間を豫定することは絶対に不可能なり

酒造業は其の作業に依り又季候の變化に依り日々其の行程異り就業時間を豫め一定することを得ず 之れ一般工業と其の性質を異にする所なり 隨て就業時間を豫め届出するを得ざるを遺憾とす

以上は其の大體を陳情するものに御座候詳細御賢察の上御詮議相仰度重ねて奉願候也

四

次に就業状態に就て考ふるに、酒造労働は微生物を相手とする作業であるから、その發育状態如何によつて、操作時間その他に變化を生じ、且つ氣候の影響甚大なれば、普通一般の工場工業の如く規則正しく就業

二、醪仕込及清酒製成期間

就業時間	主なる操作	休憩食事睡眠等
自午前〇時 至同三時半	分物、米盛、酒袋積替、出 麹、搥廻、仕込水波、甑焚 酒揚	自午前 至同三時半
自同三時半 至同五時半	蒸取、添仕込、搥廻、麴蒸 引込	自同 至同五時半
自同五時半 至同七時半	桶及諸道具洗物、米洗、中 留仕込、搥廻	自同 至同七時半
自同七時半 至同八時半	枝打、搥廻、滓引、堅物搥 入、其他雜務	自同 至同八時半
自午後二時 至同五時	粕扱、搥廻	自同 至同五時
自同六時半 至同八時半		自同 至同八時半
自午前 至午後四時	清酒火入	自午前 至午後四時
十三時間		十一時間

三、清酒火入期間

但し就業時間内に隨時交代して約二時間食事等の爲め休憩す
 「備考」 操作の都合により又氣候の變化により右時間を變更することあるべし

前表によつて見るが如く、酒母期間にあつては就業
 時間十一時間半、休息時間十二時間半、醪期間にあつ
 ては就業時間十三時間半、休息時間十時間半、火入期

間にあつては、就業時間十一時間、休息時間十三時間
 であつて、就業時間極めて長く、たとへその勞働は工
 場工業に見るが如き單調無味の苦痛からは幾分免れ得

るとしても、決して樂な労働でないことが想像されるのであるが、更に詳細に立入つてその所謂休息時間なるものの性質に就て考ふるときは、斯業が他に類例を見ざる程の極めて困難な労働であることが推知されるのである。即ち斯業にあつては、深夜の操作が多いから、従業者の睡眠に充てらるべき時間が極めて細分されてゐるのである。火入期間を除くの外、酒造業の本筋とも言ふべき酒母期間醗期間にあつては、長くて三時間半短きは一時間乃至三十分間に分たれてゐて、

漸く假睡みかける頃になると、すぐまた次の操作に取り掛らねばならない有様で、寢就きの早い人でも熟睡時間は一日五時間乃至六時間位に過ぎないと思はれる。越前流以外の流派即ち但馬流、丹後流、丹波流等の方法によるも略ぼ同様である。而してこの百五十日乃至百七十日に渉る労働期間中休業日と稱すべきものは一回もない。従業者はすべて家内居住であり、通勤者は一人もなく悉く酒造場内に宿泊するのであるが、その寢室は灘伊丹と共に粗悪を以つて有名である。外

出は休息時間中隨意に出来ることになつてゐる。それから酒造労働中に於ける負傷疾病も少くなく、昭和二年度中一月までに重軽傷者三十餘人を出してゐるが、その大部分は熱湯による火傷である。

以上は酒造労働中最も重要にして且最もよく酒造労働の特色を表せる酒造蔵人の労働状態に就て述べたのである。酒造精米人のことに就てはこれを省略することにする。

五

次に酒造業に於ける労働の移動状態に就て見るに、労働の移動は極めて僅少である。即ち業主は杜氏に技術上のことを一任してゐると共に従業者の雇入をも殆んどその意の儘に委せて居り、杜氏は業主と一種の情誼的主従關係を結んで居ることは前述せし通りであるから、杜氏の移動は殆んどないと言つてよい。また杜氏の引率し來る従業者もその知人縁邊の者多く、従つて移動性は比較的少ない。併しながら杜氏の移動も絶對にないのではない。若し醸造技術上の不注意によ

- 5) 社會政策時報第五十七號、吉田寧、本邦造酒工業労働事情。
6) 昭和三年一月某日大阪毎日新聞京都版。

り、腐敗酒を出したり良酒を醸造し得なかつたやうな場合には杜氏の解雇を見ることもあり、また自發的に杜氏自ら辭することもある。かやうな場合にはその引率するところの従業者も杜氏に従つて移動するのを常とする。併し實際上かくの如きことは極めて稀であつ

て、大抵同一の杜氏に率められる労働者の一團が、毎年同一の酒蔵に來つて酒造に従事するのである。伏見酒造組合に於ては大正二年以降毎年、十年二十年三十年四十年勤續を表彰してゐるのであるが、今その數を表示すれば次の如くである。

勤續者別	年次									
	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
十年勤續者	三	七	八	六	三	四	五	四	九	四
二十年勤續者	一	二	三	五	二	四	一	三	四	三
三十年勤續者	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一
四十年勤續者	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	三	九	三	三	四	三	五	三	一七	一三

以上の如く、従業者總數二千人内外の中毎年十年勤續者以上の者を十四名乃至七十二人出ずを見ても、伏見酒造業に於ける労働移動率の如何に僅少ななるかを察知することが出来るであらう。かくの如く一般にはその移動率は少ないのであるが、下級労働者は上級の者に比し比較的大なる移動性を有してゐる。

次に酒造労働に於ける給料料であるが、杜氏を除くの外はすべて日給制である。伏見酒造組合で規定してゐる給料表を左に掲ぐる。

酒造職人給與金品規定表

- 一、杜氏 雇主適宜の事
- 一、頭、代司、一日に付 金一圓五十錢以下
- 一、配廻り、同 金一圓二十六錢以下
- 一、三番 同 金一圓十錢以下
- 一、上人 同 金一圓十錢以下

六

7) 伏見稅務署大正十四年調「伏見酒造一斑」によれば従業人員の數は二千百十三人(内寶酒造の分三百五十人を含む)。

8) 伏見茶酒造家談。

- 一、中人 同 金九十五錢以下
- 一、下人 同 金九十錢以下
- 一、水曳 同 金一圓二十二錢以下

一、酒焚中は金十錢を増與す
但杜氏以下土産として清酒一升宛贈與することを得

- 一、以上の規定は拾坪仕舞に付杜氏一人、代司、頭、配廻り、三番、各一人、上人二人、中人二人、下人一人（外に水曳、飯屋は適宜）を定員とし仕舞の大小により人員を増減する場合は上人以下に於て平等に増減す

- 一、菜代 一人一日に付 金十一錢
但酒焚中も本項に依る

- 一、検査立會人、飯屋は雇主適宜の事
- 一、藏人の歸國出發時刻は午前六時以後とす

以上

昭和二年

伏見酒造組合

酒造精米入給與金品規定表

- 一、上白取 一日に付 金一圓三十五錢以下
- 一、白取 同 金一圓二十錢以下
- 一、上々人 同 金一圓十錢以下
- 一、上人 同 金一圓五錢以下
- 一、中人 同 金九十五錢以下
- 一、下人 同 金九十錢以下

- 一、菜代は藏人と同様とす

雜錄 伏見酒造労働に就て

以上

昭和二年

伏見酒造組合

以上は組合で規定した給料であるが、これは大體の標準を示すに止り、必しも各酒造家がこれを嚴守してゐるわけではない。酒造家各自が實際に決定して給與してゐる金額は此の規定表にあるよりも幾分多きを常とし、此の標準以下に減ずることは殆んどない。杜氏の給料は前表にも規定し居るが如く、雇主の適宜に決するところ、杜氏の技倆その他の事情により極めて區々であり、同じく杜氏と稱するもその給料の開きは甚だ大である。即ち三百圓以上千圓位までの間を上下してゐるのであるが、平均七百圓位の見當と稱せられてゐる。杜氏の給料は全酒造期間に對するものと、仕込期間（酒焚期間を除いたもの）に對するものとの二つの決定方法があるが、後者にあつては酒焚（火入）期間に對する分は日給として計算しこれを追加するのであるが、越前杜氏が大部分を占むる伏見に於ては酒造全期を通じての給料が普通である。給料の決定には杜氏

9) 伏見酒造組合理事木引榮松氏談。
10) 社會政策時報第五十七號、吉田寧、本邦造酒工業労働事情。

代表の意見をも参考にするのではあるが實際は雇主側のみの意志によつて決定される。而して給料の決定時期は概ね二三月の交に爲されるのであるから、従業者は自己の給料の額を知らずして半期以上働いてゐるわけである。前掲給料表に於て酒焚期間中特に増額してゐるのは、此の期は四月一日頃から二十日頃までに該當し、此の火入操作に殘留するは殆んど足を伸して眠る暇もない數ヶ月を経過した後ではあり、且又酒造の本筋を完了し歸心迫れる折の事とて、引續いて二十日餘を働かんとする希望者少きが故に、特に優遇する必要上、かくは増額したものである。以上述べた杜氏以下の給料の外に、尙ほ賞與が若干給せられて居るやうであるが、各酒造家によりて其の額異なり、正確なる數字をあぐる事は出来ない。食事は現品で給與されてゐるが、副食物は前表中の菜代を以つてこれに充てられる。

次に給料の支拂は酒造期間經過後歸國の際に一纏めにして行ふのが舊來の慣例となつてゐる。併しこの期

間中と雖も必要に應じて隨時先借若くは内借するを得る仕組となつてゐることは前掲陳情書中にある通りで、この限りに於ては困難を感ずることは殆んどないと言つてよい。

給料は景氣の變動による酒價の高下と需要の多寡によつて動搖するのは勿論であるが、大體に於ては逐年増加の傾向を示して居る。近年に於て最も好景氣時代と言はれた大正八年に於てさへ、昭和二年の不景氣時代よりも五十錢乃至七十錢位の低額であつた。この八年間に殆んど九割近くの増加である。左に参考の爲め大正八年に於ける伏見酒造組合規定の給料表を掲ぐる。

酒造職人給與金品規定表

一、杜氏	雇主適宜之事
一、代司、頭、	一日に付 金八十錢以上九十錢以下
一、配廻り	同 金七十一錢以上七十五錢以下
一、三番	同 金六十一錢以上七十錢以下
一、上人	同 金五十六錢以上六十錢以下
一、中人	同 金四十五錢以上五十五錢以下
一、下人	同

一、酒糶中も前各項に依る

一、以上の外に心付等は一切給與せざる事

但杜氏以下土産として清酒一升宛を贈與することを得

一、以上の規定は拾坪仕舞に付杜氏一人、代司、頭、配廻、三番者一人、上人二人、中人二人、下人一人(外に水曳、飯屋は適宜)を定員とし仕舞の大小により人員を増減する場合は上人以下に於て平等に増減す

一、菜代 一人一日に付 金七錢

但酒糶中も本項に依る

一、検査立會人、飯屋は雇主適宜の事

以上

大正八年二月

伏見酒造組合

七

以上私は伏見に於ける酒造労働に就てその大體を述べたのであるが、之を要するに、酒造労働は、その雇主對労働者の關係に於て、就業状態に於て、労働移動並びに給料關係に於て、すべて現代工業に見られない特殊の性質を有してゐる。これは酒造工業そのものが機械應用の餘地少くして今尙ほマニファクチャーの段階に止つてゐること、醸造技術の性質上季節的

労働を必要とすることより生ずる必然の結果であり、以つて生産技術上の關係が労働事情の上に如何に影響を及すものなるかを窺ふに足る。従つて醸造技術が進歩し酒造業が全面的に機械化せざる限り、或はまた季節労働たるの性質を失はざる限り、その労働事情も上述の如き状態に止るであらう。近時吳、西宮等の諸地方に於て四季醸造設備なるものが試みられ、伏見に於ても先年大倉酒造場に之が設備せられしと聞く。若しも此の試みが成功した暁には或は酒造労働界にも一新紀元が劃せられるときが來るかも知れない。